意見提出者	東日本電信電話株式会社
1.項目 2.既存の制	電子申告・納税システム (eLTAX) がサービス導入されていない自治体におけるサービス導入について eLTAX は、全都道府県でサービス導入されているが、市町村では、依然
度・規制等 によって CT利活用 が阻害され てい り・状況	としてサービス導入されていない市町村が存在する。 そのため、複数市町村に支店等を有する企業は、一部は電子申告、一部は紙ベースでの申告となる場合があり、利便性の面で問題がある。 全ての市町村でサービス導入されれば、コスト削減、利便性向上による ICT 利活用の推進が期待できる。
3. I C T 利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 第3条 (電子情報処理組織による申請等) 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規 定により書面等により行うこととしているものについては、当該法 令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情 報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置 を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機と を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用し て行わせることができる。
4. I C T 利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	全市町村でのサービス導入を実施して頂きたい。